

名古屋市西区と豊通ファイティングイーグルス株式会社の連携・協力に関する包括協定

名古屋市西区（以下「甲」という。）と豊通ファイティングイーグルス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携・協力による活動を推進し、区民サービスの一層の向上、地域の活性化などに取り組むことにより、相互の持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）安心・安全で快適なまちづくりに関すること
- （2）誰もがいきいきと暮らし、支え合うまちづくりに関すること
- （3）魅力・活気にあふれるまちづくりに関すること
- （4）その他両者が協議して必要と認めること

2 連携事項の具体的な実施事項については、甲乙協議のうえ、乙の業務として行い得る範囲内で決定する。

3 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が第三者との連携・協力を妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報をその承認を得ないで他に漏らす事があるてはならない。

（暴力団の排除）

第7条 甲及び乙は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）の規定を遵守し、本協定に基づく連携事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和5年8月10日

甲 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
名古屋市西区
区長

高田豊彦

乙 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
センチュリー豊田ビル
豊通ファイティングイーグルス株式会社
代表取締役社長

鈴木浩昌